

Straight away

IFRS bulletin from PwC

8 March 2013

IASB が金融商品の減損に関する公開草案を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、数年におよぶ審議と過去2回の公開草案の公表に続き、公開草案「金融商品：予想信用損失」を公表しました。本公開草案は、国際会計基準 (IAS) 第39号の現行の発生損失モデルと置き換わることになる予想損失減損モデルを提案しています。本公開草案は、最近の金融危機の間に生じた損失の認識が「少なすぎて遅すぎる (too little, too late)」という批判に対処するものです。したがって、減損損失は認識される金額が増えるだけでなく、認識のタイミングがより早まることが予想されます。

主な規定

一般モデル

提案されたモデルでは、企業は、12カ月の予想信用損失に相当する減損損失を認識しなければならないか、または当初認識後に金融商品の信用リスクが大幅に増大した場合には全期間の予想信用損失を認識しなければなりません。

12カ月の予想信用損失とは、報告日後12カ月の間に発生する可能性のある債務不履行事象から生じる、金融商品の全期間にわたって受け取りが見込まれないすべてのキャッシュ・フロー（「キャッシュの不足額」）のことです。

全期間の予想信用損失は、金融商品の存続期間にわたって発生する可能性のあるすべての債務不履行事象から生じるキャッシュの不足額です。

減損の算定

予想信用損失は、バイアスのない確率加重アプローチを用いて決定され、また貨幣の時間価値を考慮します。算定は、最善のケースまたは最悪のケースの見積りではなく、むしろ、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を少なくとも考慮しなければなりません。

信用悪化の評価

全期間の予想損失を認識すべきかどうかを決定する際に、企業は、外部の市場指標、内部の要因、および借手固有の情報について実際の変動および予想される変動等、入手可能な最善の情報を考慮しなければなりません。

将来予測的な情報が入手可能ではない場合、延滞情報を評価の基礎として使用することができます。しかし、この場合、契約上のキャッシュ・フローが30日延滞していれば全期間の予想損失について引当金を計上すべきであるという反証可能な推定が置かれます。

企業は、「投資適格」相当の金融商品については、全期間の予想信用損失を認識しません。

利息収益

利息収益は、資産の帳簿価額の総額に基づいた実効金利法を用いて算定されます。しかし、減損の客観的証拠がある（すなわち、IAS第39号の現行規定のもとで資産が減損している）場合、利息は減損控除後の正味の帳簿価額に基づいて算定されます。



購入時または組成時に信用が減損している資産

当初認識時に減損の客観的な証拠が存在している金融資産に関しては、資産の全期間の予想信用損失に基づいて減損が決定されます。全期間の予想信用損失は、純損益に認識されるのではなく、資産の実効金利(「信用調整後の実効金利」)を計算する際に見積りキャッシュ・フローに含まれることとなります。全期間の予想信用損失の事後の変動は、即時に純損益に認識されます。

売掛金およびリース債権

本公開草案は、売掛金およびリース債権に関する簡素化されたアプローチを含んでいます。IAS第18号「収益」の適用範囲内の取引から生じる短期の売掛金について、企業は、全期間予想損失に相当する金額で減損損失を測定しなければなりません。長期売掛金およびIAS第17号「リース」に基づくリース債権について、企業は、一般モデル、または、短期の売掛金に適用可能なモデルのいずれかを用いる会計方針の選択をできます。

引当金マトリックスは、現在の事象および予測される将来の状態を反映するよう適切に調整されている場合に使用が認められます。

適用範囲

本公開草案は、以下に適用されます。

- 国際財務報告基準(IFRS)第9号に基づき、償却原価で測定される金融資産
- 公開草案「金融商品:分類及び測定:IFRS第9号に対する限定的修正」に基づき、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産
- 信用を供与する現在の法的義務があるローン・コミットメント(IFRS第9号に基づき純損益を通じて公正価値(FVTPL)で会計処理されるものを除く)
- IFRS第9号の適用範囲の金融保証でFVTPLで会計処理されていないもの
- IAS第17号の適用範囲のリース債権

開示

期首および期末金額の調整表ならびに仮定およびインプット情報を含む、広範囲の開示が提案されています。

発効日および経過措置

本公開草案は、発効日を定めていませんが、現在、発効日を2015年1月1日としているIFRS第9号に言及しています。IASBは、IFRS第9号の全フェーズの適切な強制発効日に関するコメントを求めています。

本公開草案は遡及適用されますが、比較情報の修正再表示は要求されていません。

コンバージェンスは達成されるか？

IASBおよび米国財務会計基準審議会(FASB)は異なる減損モデルを提案しているため、コンバージェンスは今のところ達成されていません。IASBは、2012年12月に公開草案「金融商品:信用損失」を公表しました。IASBのモデル案とFASBの「現在の予想信用損失(CECL)」モデル案の主な相違は、FASB案では、当初認識時に全期間の予想損失が計上されるのに対し、IASB案では、信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失の認識が要求されるところにあります。

影響を受ける企業は？

本公開草案はすべての企業に影響を与えます。なかでも金融機関が最も重要な影響を受けるでしょう。

何をすべきか？

コメント期限は、2013年7月5日となっています。IASBは、2013年末までに減損の要求事項を最終基準化する予定です。

経営者は、本公開草案の影響を評価し、IASBが貴社の意見を考慮できるよう本公開草案に対するコメントの提出をご検討ください。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.